

都城市変動型最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市が競争入札により契約を締結する場合において、過度な低入札価格による品質の低下を防止するため、都城市財務規則（平成18年規則第65号。以下「規則」という。）第147条の規定に基づき最低制限価格を定めるに当たり、変動型最低制限価格を適用する際の対象及び算定方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 変動型最低制限価格を適用する対象は、最低制限基準額を設定する次に掲げる発注案件とする。

(1) 建設工事

(2) 測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他建設工事に関連する調査業務等の委託

(最低制限価格の算定方法)

第3条 入札執行に際し、入札執行者は、次の手順により最低制限基準額に乗じる率をくじの結果に基づき算出するものとする。

(1) 郵便により執行する入札においては、入札立会人2名のうちから、本抽選を行う1名を予備抽選により決定する。また、郵便により執行しない入札においては、入札参加者のうちから、本抽選を行う1名を予備抽選により決定する。

(2) 抽選するくじは「1」から「21」までを記したくじ21本を用意する。

(3) (2)のくじについて、(1)によりあらかじめ決定した本抽選を行う者により本抽選を行う。

(4) くじによる本抽選の結果、次の表の算式により税抜きの最低制限価格を決定する。

本抽選結果	税抜き最低制限価格の算出式
1	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × 0.50%)
2	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × 0.45%)
3	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × 0.40%)
4	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × 0.35%)

5	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × 0.30%)
6	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × 0.25%)
7	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × 0.20%)
8	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × 0.15%)
9	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × 0.10%)
10	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × 0.05%)
11	最低制限基準額
12	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × -0.05%)
13	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × -0.10%)
14	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × -0.15%)
15	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × -0.20%)
16	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × -0.25%)
17	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × -0.30%)
18	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × -0.35%)
19	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × -0.40%)
20	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × -0.45%)
21	最低制限基準額 + (最低制限基準額 × -0.50%)

(最低制限価格の表示)

第4条 入札執行者は、前条の規定により決定したくじ番号に対応する率及び最低制限価格を、予定価格調書（規則様式第75号）の「最低制限基準額に乗じる率」欄及び「最低制限価格」欄に朱書きにより記入する。

(落札候補者又は落札者の決定)

第5条 変動型最低制限価格を適用する場合における落札候補者又は落札者の決定方法は、都城市事後審査型競争入札実施要領（平成23年度告示296号）に定めるとおりとする。

附 則

この告示は、平成24年1月1日から施行する。